

平成 27 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東 証 第 一 部 ・ コ ー ド : 7148)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 久 保 出 健 二
(TEL. 03-5288-5691)

法人税法上の減価償却制度の見直しについて

平成 27 年 12 月 16 日付で、平成 28 年度税制改正大綱（以下、「本大綱」と言います。）が、自由民主党及び公明党より発表されました。

本大綱には、一部の減価償却資産について、定率法を廃止する内容が含まれておりますが、当社で組成する、オペレーティング・リース事業案件の対象となる、船舶、航空機、海上輸送用コンテナについては、当該廃止対象には該当せず、現状どおり、定率法の適用が可能となることから、当社のタックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業案件の組成・販売に対する影響はありません。

また、本大綱におけるその他税制改正の内容につきましても、当社のオペレーティング・リース事業案件の組成・販売に、支障をきたすものはないと判断しております。

現時点では、税制改正法案は、国会にて可決・成立しておりませんが、本大綱は、税制改正を行うために、政権与党が公表したものであることから、本大綱の公表を受けて、本開示を行うものであります。今後、開示すべき事項が生じましたら、速やかに開示いたします。

以 上